

資料

経済理論学会のための一報告原稿

「価値法則と配分法則」

木村 正身

はじめに、若干のおことわりをしておきたい。第一に、むかし大熊信行氏がその論文に使用されたことのあるおなじ題名をかかげた理由について。報告者は、イギリスのロマン派とくにラスキンの経済思想の検討に従事したさい、「配分」distribution という概念にあたるものが優越し、この概念が、この語を使用した思想家にあっては、特殊なロマン的規定をうけてのみ意味をもち、その点が徹底的に批判されなくてはならないことを検証したのであったが（ジョン・ラスキン、木村正身訳、「ムネラ・ブルウエリス——政治経済要義論——」関書院、一九五八年、の巻末解説参照）、しかしそれはそれとして、他面では、本来の科学的な経済理論の基底的部分において、「配分」なるものにかんする規定が、マルクスも示唆したように、「価値規定」^一とならんできわめてヴァイタルな意味をもちながらも、未開拓に放置されるか、または特殊な歪曲（超体制的ないしファシズ

経済理論学会のための一報告原稿

ム的解釈）のもとでしかとりあげられなかったのではないかという点に、想到した。この点、ちょうどラスキンから「配分原理」の構想にすすまれ、年来その主張をつづけてこられた大熊氏の問題提起作業を想起し、便宜その論題を藉りさせていた。しかしながら、報告者は、大熊氏の問題提起そのものは評価したいが、問題のたてかたには、後述のようにあらゆる点で異議がある。テーマの本意は、厳密にいえば、むしろ「価値規定と配分規定」とすべきところである。

第二に、マルクスは、あとで点検するように、種々の生産形態に関連して、邦語で「分配」と区別して「配分」と訳される概念としての *Verteilung*, *Verteilung* という語を、経済学的にきわめて基本的な概念として相当用いているが、また、これもあとで検討するとおり、商品生産の支配するばあいと共同社会的生産を前提としたばあいで、は、「配分」という語の意味に重要な相違をふくませているとみられるが、しかも、かかる「配分」にかんする規定が価値規定から終始慎重に区別されていると推定されるのであって、マルクスが「配分」にかんして *Benützung*^二 という語を *gesetzlich*^三 とくに直接くっつけて用いたことはたとえないうとしても、「配分規定」および「配分法則」という表現が、重要な存在根拠をもつと報告者はかながえる。この点をあらかじめおことわりしたい。

第三に、本報告と大熊理論との関連であるが、大熊氏が三十年以上もまえにイギリス滞在中「配分」概念の重要性を把握さ

れたとされ、以来「マルクスのロビンソン物語」・「配分理論」・「経済本質論」という著述の線で「配分原理」ないし「配分法則」(氏にあっては両者は同一)について一貫した問題展開をされたことは周知のとおりで、経済学説史・思想史のうえでその独自の位置がいずれ正面から問われる必要があるとおもう。しかし大熊氏は、非歴史的な自然法則としての「配分法則」なるものを主張されている点は、むかしもいまも、かわりがない。また、「価値法則は配分法則の現象形態である」とも、終始主張されている。この二点は、納得しがたい。大熊氏の含意は、無色の形式としての「配分」の普遍性の強調にあり、そういう意味での「配分」は、じつはまったく自明である。しかも、氏の「配分原理」ないし「配分法則」には、およそ価値規定およびその展開形態としての価値法則からの区別認識もなければ、「配分」にかんする規定、一般とその特殊歴史的な法則形態との区別認識もない。「配分法則」が問題となるかぎりでは、その問題性は、大熊氏の趣意とはまったく逆に、それが特殊歴史的にのみ意味をもつという点にある。また、「配分法則」は価値法則にたいし、いきなりそれを「現象形態」としてもつような「本質」的ななにかといった上下関係にたつてはけっしてなく、むしろまったくべつな意味関係において成立する配分規定および価値規定からそれぞれ歴史的・論理的に開展されたところの平行な関係にたつものとして、はじめて正当に位置づけられるべきものとおもう。以上の意味で、この報告は間接に

大熊理論批判をも志している。

二

あらかじめ「配分」にかんして報告者のかんがえる問題提起の脈絡のいくつかを、挙げておきたい。第一に、たとえば社会主義社会の「基本的経済法則」といわれるものの中に、「社会全体のたえず増大してゆく物質的欲望と文化的欲望とを最大限にみたす」という風に、「欲望」(したがって、使用価値)という概念が卓越するとみられている。同時にまた、社会主義経済のレギュレーターとしての「国民経済の計画的な、つりあいのとれた発展法則」といわれるものの内容が、すぐれて生きた・および対象化された・労働の、ないしは労働力および生産手段の、「配分」*pacpeдeлeниe* という概念を中心においていることは、周知のとおりである。このばあい、両「法則」が論者たちによっていきなり無媒介に、しかもたがいバラバラに、押込まれていることに、疑問がある。ここではあきらかに計画なり配分の主体というものが予想される以上、配分と欲望とは、再生産のバランスをおして主体的に統一されていなくてはならない。だからむしろこの二つの「法則」は、視点をかえて、(1)社会主義の規範ないし目的にかんする原理 (*Prinzip*, принцип)ともいふべきもの、(2)たんに再生産のバランスとかがらず、「欲望」・「使用価値」以下の主体的経済諸範疇の関連をも正面から包摂するところの、配分にかんする歴史的・客観

的な法則 (Gesetz, ただしい意味での zakon) とすべきもの、の二者に整理する必要があるはしないか。この辺の事情は、従来の社会主義経済学がまったく放置してきたところとおもう。しかしこの点を説明するためには、迂回作業として、マルクス自身がいった「欲望」(Bedürfnis)・「必要」(Not)・「配分」(Verteilung) といった諸概念をどんな文脈と含意において用いているか。そのさいそれらの諸概念の領域と価値規定および価値法則との関連はどうか。さらに、そのような領域にかんする種々の特殊歴史的「法則」およびその実在をうらづける一般的规定というものが、いわゆる「オイコス・ノモス」の哲学とはちがった厳密に科学的な意味で、はたしてありうるか。あるとすれば、その内容如何。以上の諸点を、マルクスに即して厳密に理論的に究明しておくことが不可欠となる。

第二の問題提起の脈絡は、学説史的と同時に社会史的な反省に關連する。いったい「欲望」とか「主体」とか「選択」という概念は、ゴッセンやクルノー以来、またとりわけ独占資本主義形成の一般的始点だった一八七〇年(『限界革命』)以来、ひさしくブルジョア経済学の占有物となってきた観があるが、学説史を一度めぐって、ペティリスミス以前に遡るなら、古代作家から近世重商主義のパンフレティアたちにいる、そしてジョン・ロックによって後始末をされるころの、相当ひさしい使用価値思想史がある。この思惟系譜がいかにサカダチしていたにせよ、他面その思惟系譜の史実存自体が逆に、社会史

そのものにおける、種々の歴史的形態の共同社会的経済やその亜種・遺制、もしくは「経済主体」の種々の物神的形態、等々のもとでの、「主体」的経済諸範疇の、それぞれの特殊条件下での優位の側面を、間接にリフレクトしていることにもなる。この状況を、「オイコス・ノモス」の思弁や、超歴史的「経済本質論」や、ブルジョア的主観価値論・限界理論や、不毛の「家政学」や、「産学協同」の「経営学」等々の領域にゆだねておくことは、おかしい。むしろ、厳密に科学的・経済学批判的な方法意識のもとに、主体的経済諸範疇およびそれをめぐる規定なり歴史的諸法則を、経済理論としてただしく論定すること、つまりブルジョア経済学の占有物たる状況からそれらを本来の位置にひきもどすということが、要請されているのではないか。

第三に、そのことと關連するが、とくに今世紀の三〇年代以降、資本制国家が経済政策ないし経済計画というかたちで「資力の配分」(このばあいは、distribution というよりむしろ、allocation, allocation などと称されるもの)を、恐慌対策なり「産業構造」政策とぶつこと、手びろく担当するようになったが、そういう脈絡では資本主義も社会主義も「アロケーション」の問題はおなじだ、したがって「配分」は超体制的な問題として意味をもつのだ、という顛倒された発想法が、またそれにもとづいた経済政策論・政策立案論が、とみに有力化していることは、ケインズをはじめ、オイケン、ティンバーゲンなど

の主張にもあきらかである。このような発想法を政策論の立場で根本的に批判することが緊要である。そのためには、国家およびその政策範疇の体制的・歴史的規定、政策の国家独占資本主義の形態の規定とともに、政策内容の中心としてあらわれる「資力の配分」の物神的性格(幻想的共同性)を批判することが要請され、そこからもやはり「配分」という概念の厳密で徹底的な吟味と論定が必要となるはずである。

以上でいい残した問題提起の脈絡を、いま一つ補説したい。それは、資本制生産の総過程のなかで種々の個別「経済主体」のおこなう内部経済としての「配分」の意味究明の問題である。まず家庭経済についていえば、それは資本制社会にとっては諸商品価値の有力な実現の場であるとともに労働力商品の生産の場たる史的範疇であるが、これはじつは家庭がその内部経済によって非資本主義的な生産(生命の生産)をおこなう史的範疇でもあるということによって、媒介されている。まさにこの二重の意味で、マルクスもいうように、「バラバラに分れた家内経済」としては「私的所有がより一層発展すれば、いよいよますます必要になるばかりである」はずだし、エンゲルやシュワーベの法則といったものの存在理由もこの点に関連する。資本制生産の総過程の分析の完成のためには、価値法則の世界にとりかこまれ、滲透されながらも、そのいわば *intermundia* においておこなわれるかかる内部経済を無視するのがたがたいのではなく、最後にはこれを解剖することをもって補完すること

こそが必要なのであり、ここにも「配分」の問題が顔をのぞかせる。もちろん、かかる家庭経済も、ブルジョア的・プロレタリアのおよびブチーブルジョアのどれかの形態をもつ近代小家族経済だという歴史的限定をうけてのみ、問題としうるところである。他方、資本制企業やこれに準ずる種々の「経済主体」の「経営」にかんしては、その原理として「経済原則」とか「合理化原則」というものが唱導されるが、はたしてこれはことばの本来の意味での「配分」にかんする原理なのか、それとも個別資本なりその機関が人格化・物神化されたところの、いわばえせ主体のおこなう、価値計算の無色な極大化原理の敷衍にほかならないか、という点で、理論的にも実践的にも、経営学批判の課題の基底として、検討を要請されているとおもわれる。

さて、本報告は、以上の問題脈絡を念頭におきながらも、むしろ「配分」にかんするきわめて基本的な論点を、マルクスの文脈に即して探索すること限定し、これにつき報告者なりの解釈の方向を試示してみようとするものにはかならない。

三

マルクスが *verteilen*, *Verteilung* という用語に、所得の自然的(資本制的)「配分」とは区別された特別な意味を付し、ふつう「配分」と邦訳されるような意味をもたせて敘述した個所が、これの諸著作中に点検されうるが、その主要個所を端的に挙す

れば、(一)まず資本制生産を前提しない、もしくは共同社会的生産が前提されたばあいについては、(a)『経済学批判要綱』の第一ノート中、「貨幣にかんする章」のうち、「共同社会的生産が前提されたばあひ」の経済についての敘述(Grundriss, Dietz Auser, S. 89.)、(b)『資本論』第一巻第一章第四節の「周知の『商品の物神性』にかんする敘述のうち、この物神性が消失してゐる種々の経済について叙べた部分(Das Kapital, M. E. I. I. Auser, Bd. I, SS. 82-84.)、(一)また、資本制生産を前提としたばあひについては、『資本論』での種々の論及。すなわち、社会的労働の生産諸部面への「配分」にかんしては、第三巻第十章および第三十七章での敘述(Bd. III, SS. 210-219, 685-686.)。また、競争による資本の「配分」にかんしては、第一巻第二十三章および第三巻第十章の言及(Bd. I, SS. 658-659, Bd. III, S. 198. Vgl. Bd. III, SS. 402, 686, 718, usw.)。

このうち、(一)のばあひから検討しよう。この点でいふのはマルクスはとくに、労働時間の「さむば」主体的な verteilung, entleihen とする概念を「必要」(Not) とか「欲望」(Bedürfnis) という概念に関連させて用いている。たとえば『要綱』では、マルクスは共同社会的生産を前提したばあひについて、「社会が、自己の全欲望に即応した生産を達成するために、その時間を合目的に分割しなければならぬのは、個人が適当な比例で知識を得たり、あるいはかれの活動にたいするさまざまな要求に満足にあたえたりするために、かれの時間をただしく分割

しなければならぬのと同様である。だから時間の経済は、生産のさまざまな部門への労働時間の計画的配分と同様に、依然として共同社会的生産の基礎のうえでの第一の経済法則である。それはさらに高度な趣旨ですら法則となる。しかし、この法則は、労働時間により交換価値(労働または労働生産物)を測定することは、本質的にちがっている。」と述べている。また、『資本論』の「商品の物神性」の節では、中世のばあひはべつとして、ロビンソン経済にも、自給生産を営む「家父長的農民家族」のばあひにも、また社会主義経済のばあひにも、「欲望」(ないし「必要」)およびそれとにらみあわせての労働時間の「配分」という規定が、明白に採用されている。

だがここで十分注意されることは、マルクスはけっして無条件に、つまり歴史というものの媒介なしで、「欲望」(「必要」)とか「配分」という語を用いているのではなく、それぞれの社会構成体、ないし歴史的経済主体ごとに、慎重に特殊な意味をそれぞれ賦与しながら、用いているということである。

ただこのさむば、「要綱」のなかで、個人および共同社会的生産のばあひ、つまり、おそらく経済の「主体」が一義的に自立しているばあひの「時間の経済」についての一般的な説明があるが(「時間の経済すべての経済はけっきよそこに解消する」)、これは労働時間と自由時間とをつうずるところの時間一般、つまり、マルクスのいいかたにしたがえば「自分自身にひとしい」・「主体そのものにひとしい」時間のことであるとかんがえ

られるわけであり、それだけではまだ、事態は社会的・歴史的規定をうけていない。そしていま、そのうちの労働時間が歴史の一環としての共同社会的生産を前提とするか、または市民社会内の歴史的個人を前提とするとき、そこにはじめて、時間の、つまり労働時間の、社会的・歴史的規定が、あらわれるのだと解されるわけである。したがって、この側面はすでにいまや、自然法則問題ではなく、歴史的な問題にはいるものとかんがえられる。

さて、この点を把握したうえで、あらためて「要綱」の上述個所とその直前の文脈、および「資本論」の「物神性」の節の文脈をたどるとき、二つの点が、判明する。第一に、これらのどのばあいにも、「配分」が言及されているかぎり、労働時間の配分主体がそれぞれ一応はつきりしているだけでなく、いろいろなかたちの共同社会的生産を前提とするばあいと、ロビンソンに象徴されるような、市民社会内個人のばあいが、じつは厳密に区別されているということ。第二に、労働時間の社会的・歴史的規定にかんして、マルクスは、労働時間の配分の規定と、労働時間の対象化の規定とを区別しつつも、ほとんど一緒に述べており、このため、おそらくこれまで配分規定の方が、価値規定の強調——それは資本制生産の基底の指示のため、もちろんあまりにも当然のことだった——の背後にかくれて、読みとりにくかったかとおもわれるが、しかし、この区別の意義は、広義の経済学にとってヴァイタルであること。こ

の区別は、おそらく報告者によってはじめて提議される。

四

以上のうち、第二の点の方から説明すると、この点は、ついでながら、周知の、マルクスがクーゲルマンにあてた一八六八年七月十一日付の手紙中の文句とか、また『資本論』第三巻第四九章末尾でのハインリヒ・シュトルヒ批判のさいのことばとかにおいても読みとれるとおもわれるわけであって、つまり、人間労働の対象への分割ということは、じつは二重の意味をもつ。その一つは、社会的労働が、所与の労働生産性において、諸生産物の各単位に必然的な一定比率で分割され、対象化されるということであり、いま一つは、そのこととパラレルに、種々の「欲望」(または「必要」)の存在にとらみあわせて、諸生産物の所要量が、ここではまずもつぱら使用価値として、それぞれ決定され、しかるのちそれにおいて必要な社会的労働の投下諸方向とそれぞれの分割分とが決まる、そういう意味でも社会的労働が一定比率で分割される、ということである。この二つのことは、たがいに前提となりあっているが、しかも、前者は間接に労働生産性をつうじて以外には、主体的干渉の余地がないとかんがえられるのたいし、後者は、放任から任意の主体的管理までの種々のありかたをゆるす点で、区別される。そしてこのうちの前者こそ、マルクスがさしあたり上記の文脈で強調しようとした側面であるし、これが、厳密な意味で

のいわゆる「価値規定」にほかならぬとかがえられる。ついでながら、このことから推論されることは、社会主義社会における価値法則残存の問題にかんしては、過渡期の問題としての商品価値法則と、社会的労働の存在とともに存在するものとしての歴史的価値規定（社会的労働の対象化規定）とは、区別してかんがえるべきであろうということである。

つぎに、第一の点、すなわち、共同社会的生産のばあいとロビンソン・クルーソーのばあいとの区別の問題であるが、共同社会的生産を前提とした種々のばあいの労働時間の配分が、歴史的條件に規定されていることは一応明瞭だとして、問題は、ロビンソン、ないしかれに象徴された「個人」、すなわち市民社会内個人のばあいをどう解するかにある。問題はもつとも簡単に超歴史的存在のようにみえて、じつは、けつしてそうではない。まず、人間は本質的に社会的存在であって、孤立人というものは本来ありえず、けつきよく、交換をつうじて市民社会の仲間となるか、それともなんらかの歴史的共同体（家族諸形態をふくむ）の一員となっているかのどちらかたがらざるをえない（この点は『要綱』の上述個所の直前でマルクスが明確に論じている）。そこで、事実ロビンソンも、狐島漂着前は冒険商人であったかもしれないが、狐島での経済は、十八世紀の代表的イギリス人、ピュアリタンの経営者精神にみちみちた人物で、市民社会内個人たる面目をうしなわれないことは、著者ダニエル・ディフォーの社会観からも帰納されるし、マルクスの文脈もこ

の点を周到に指摘している。だから、たとえまたまた狐島についても、かれの具体的労働は、すでに人間労働という範疇を同時に獲得しているし、諸生産物の生産のための平均労働時間のメロを、かれは、もつ。このことを、マルクスは詳細に注意している。人間労働の対象化規定は、すでにそこに成立しているわけである。ただ、奇妙なディフォーの仮定によって、市民社会がかりに一時隔絶されているから、この人間労働の対象化が、交換によって、現実社会的意味を實現することを、無理やりに中断されているという不自然な状況にあるけれども、市民社会はロビンソンの脳裡をつうじて実在し、だからこそ、マルクスのいうように、ロビンソンの経済には「価値にかんする一切の本質的規定がふくまれていた」わけである。

そこで、そういう価値規定とパラレルに、ロビンソンの経済におけるいわゆる「配分」というものの二重の意味も、あきらかとなる。すなわち、一面では、ロビンソンは、自分の延長にほかならぬところの、つまり快樂と苦痛とを比較評量する主体そのものにはかならぬところの、「時間の経済」（「節約」）を、おこなう。ここでは、労働時間は、その一部分となる。そのかぎりでは、これは自明なことである。生物学的な意味での、エネルギー節約の法則といった態の、超歴史的な自然法則が、そこにある。功利主義の洗礼をうけたゴッセンが「発見」したとおもった法則とは、そのようなものであった。しかしながら、これは自明なこと、ブルジョア経済学をべつとすれば、経済

学IIポリテイカル・エコノミーの取扱うべき範囲外に属する。だが他面では、ロビンソンはけっして自然界からの採取だけでやっていきはしないので、船から鉄砲をもちこみ、小麦を「神の配座」で栽培し、時計とインキとペンで生活を設計し、まさに十八世紀イギリス市民らしい「欲望」をもって、生活する。そこにおこなわれる労働時間の配分の法則性は、その条件においても内容においても、すでにまったく「市民的」である。ただ、ロビンソンの生活がふつうの「市民」の生活の実際とちがう重要なもう一つの点を付加するならば、それは、かれ自身の労働力のロング・ランでの再生産の場としての家族経済が、つまり第三の意味での「配分」が、捨象されているということである。だがこの捨象は、「市民」と「市民社会」の自立化にとって、不可欠なわけでもある。こうして、ロビンソンにおける労働時間の配分法則が、あらゆる共同社会内的個人(ないし、個人が自立化しないかぎり)、共同社会そのもの(のそれとはまったく異なったものであることも、あきらかである。たとえ配分規定一般は、価値規定一般があるかぎり、それと並存するとしても、歴史的諸主体の態様におうじて、きわめていろいろな配分法則がありうるわけである。

五

つぎに、(I)のばあい、すなわち資本制生産の全体についてみるとともに、マルクスはやはり明確に社会的労働の対象化規定

(六六〇) 一〇〇
と分割規定とを区別し、後者をめぐって労働時間の「配分」を語り、さらにまたとくに競争に関連して資本の「配分」に論及している。そこでの「配分」とはどういう意味か。

(a)まず、労働時間の「配分」について。社会的必要労働の総体(総労働時間)は、特殊の生産物への量的に規定された社会的欲望に照応し、社会的分業をとおして分割的にあらわれる。このための条件は、個々の商品のばあいと同様、依然として使用価値である。だから、「各個の商品のうえに必要労働時間だけが費されているばかりでなく、社会的総労働時間のうち必要な比率的分量だけがあい異なる諸(生産物)群に費されている。」「使用価値は、個々の商品にあっては、その商品が絶対的にある欲望を充たすということに依存するものとすれば、社会的生産物量にあっては、その生産物量が各特殊の種類に生産物にたいする量的に規定された社会的欲望に相当であり、したがって、労働がこれらの量的に限定されている社会的諸欲望に比例してあい異なる生産諸面に比率的に配分されている、ということに依存する。」「社会的欲望、すなわち社会的規模での使用価値は、ここでは、社会的総労働時間のうちあい異なる特殊の生産諸面に帰属する部分を規定するものとして現象する。」「(以上) Das Kapital, Bd. III, SS. 685-6.」
この中で社会的規模での欲望群と使用価値によるその一つの「弾力的・動的揺動」(Bd. III, S. 214)な物料II量的規定性が、無政府的にあつまって、社会的総労働時間(価値生産物)に対応し、これを

分割させるが、もし「比率的に多すぎる」生産物があっても、その余剰な部分は無用となり、「あたかもそれが必要な比率で生産されたかのようにしか売られぬ」(Bd. III, S. 686.) 結果となるから、この対応の量的一致の保証は、価値法則が再生産過程のバランス(いわゆる需要供給の一致)をとおして社会的に実現することによるほか、なにもない。つまり、社会的労働時間の分割部分のかかる量的制限は、「価値法則一般のいっそう展開された表現にほかならない」。もともと、価値法則がこのように社会的労働の資本制的「配分」者としてあらわれるためには、競争が媒介者となる。つまり「競争は、たえず、各商品種類に費される労働の総量を右の程度に〔支払能力ある社会的欲望の量に照応するまで〕減少せよ」とする」(Bd. III, S. 219.)。

要するに、労働時間の資本制的「配分」とはこのような非自立的なものであり、なんらかの生活主体がこれをおこなうのではなく、ネケツシタスないレギュレーターとしての価値法則が、競争に媒介されつつ、その代役をはたすわけである。使用価値条件にもとづく労働時間の分割規定としての配分規定の、市民社会におけるこのような特殊歴史のありかたを、資本制的配分法則と名づけることがかんがえられる。ついでながらあきらかなことは、こうして超歴史的配分法則なるものがありえない以上、また、価値規定の展開物としての価値法則が、たとえ資本制生産のもとの労働時間「配分」につき、競争を媒介として主体の真実を埋めて便宜規制者の役をはたすとはいえず、それ自

身はあくまでも本来対象化規定であって分割規定ではない以上、「価値法則は配分法則の現象形態である」(大熊氏)という基本的混乱は、もはやゆるぎされないであろうことである。

(b) 社会的資本をあい異なる生産諸部面に「配分」するものが競争であることは、マルクスの明言がある(Bd. III, S. 198.)。もともと、資本の「配分」と労働時間の「配分」との関連にかんし、また、資本そのものの商品性にもとづく諸条件にかんして、問題はのこる。が、総じて、資本制生産の総過程における「配分」の規制者はたして価値法則か、競争かという点に疑問はのこるとしても、ともかくそこの配分規定の、資本制に独自の非自立的性格があきらかであれば、さしあたり十分である。

こうして、資本制生産が前提される範囲では、およそ自立化した意味での配分規定は、ない。価値法則による“natural allotment”をば、共同社会的生産のもとで直接に自立化してあらわれる配分規定と混同することは、ゆるぎされない。

六

以上の推論から帰結される中心論点のみを端的に二点にすれば、つぎのとおり。第一に、労働時間の社会的配分規定は、労働時間の社会的対象化規定としての価値規定と、不断の密接な関連をもちつつも、明確に区別されるべきものであり、資本制生産のもとの価値法則(および競争)による無政府的

分」が比喩的・非自立的にのみ意味をもつときさえ、それが使用価値条件に制限されているものとすれば、総じて配分規定はすぐれて主体的経済諸範疇にかかわるということ。第二に、この配分規定は、たとえけつきよく生活主体の即目的内面構造の論理としてのエネルギーの節約ないし「時間の経済」一般に帰着するかもしれないとしても、それ自身を歴史的・社会的規定による媒介なしに論じてみても（いわゆる「経済本質論」の立場、無意味、もしくはあまりに自明であり、問題が喪失するばかりだということ）。

以下、残された問題点の若干について述べる。第一に、「主体」的経済諸範疇の歴史性の意味が、追求されなくてはならぬ。つまり、配分規定の歴史性は、「主体」や「欲望」という範疇そのものが歴史的・社会的にのみ意味をもつという点から、さらに説明される余地があるとおもわれる。

たとえば、社会主義の前提では、人間の「欲望」が真の意味で自由で豊富になりうるのに反して、一般に私有財産制を前提とするところでは、「あらゆる現実的・ないし可能な欲望は、一見市民的にいかに「自由」にみえても、じつは「ハエがとりもち竿におびきよせられる弱点」であるところの欲望として、どのように「共同体的・人間の本質一般の搾取」にほかならないか、とくに、貨幣欲がどのようにして「国民経済によって作りあげられた唯一の真実の欲望」となるか、等については、マルクスも「経済学・哲学手稿」第三手稿中、「欲望・生産およ

び分業」の項）で明示したところだった。とくに資本主義のもとでは、光・空気など、もっとも簡単な動物的清潔ささえ、人間労働者の欲望の一つであることをやめ、人間がなんら人間の欲求をもたなくなるばかりか、動物的な欲望さえもなくなる、とマルクスは述べている。

他方、「主体」という概念についても同様である（同、第三手稿中、「私有財産と労働」の項、参照）。およそ始原的な意味では、人間（とその共同体）は、そのあらゆる生存関係の「主体」であるし、この生存条件がたんに人間にたいする対象的存在にとどまりつつけるなら、「主体」には変化が生じえないし、したがって歴史も生じえないだろう。歴史は、生存条件が人間に合体され、生産関係として展開されてゆくことによって、成立する。こうしてまず私有財産が、労働をつうじて人間そのものに合体され、かくて私有財産が、いわば本源的な物神「主体」となる。ついで、商品が、貨幣が。そして最後に、資本とそれに奉仕する生産力の機械体系や官僚制が、完成された物神「主体」として、あらわれる。しかしそれとパラレルに、人間（とその共同体）およびその労働は、疎外され、それ自身が歴史的に恣態展開をとげる。このような「主体」の相対分裂の矛盾の解決は、「主体」が絶対的に人間に還ることによって、つまり、まず資本制と私有財産制・官僚制との廃絶によって、最後には生産力の機械体系そのものの自在化によって、はじめて可能だということになる。要するに、以上の意味において「主体」概念

が歴史的にのみ意味をもつこと、抽象的・超歴史的な「主体」なるものが存在しないことを、論定しなくてはならない。

第二に、一步をすすめて、「配分」をはじめ、主体的経済諸範疇一般の歴史性そのものは、はたしてなにに立脚するのかわ、あきらかにする必要がある。それは、けっきょく所有関係の歴史性から、または、おなじことであるが、生産力の発展ということから、くるものとみてよい。この点、共同体的所有の種々の史的形態（参照、マルクス、「資本制生産に先立つ諸形態」）ごとに、「共同社会的基礎のうえで第一の経済法則」の具体的なあらわれかた・その相互の差異が、検証されなくてはならぬであろう（そのさい、近代家族経済も、あわせて対比検討を要しよう）。およそこれらの差異を捨象して、「オイコス・ノモス」とか「経済原則」一般を論ずるのは、なにも論じないとおなじことになる。

最後に、以上の立場から導出された観点にもとづいて、冒頭であげたいくつかの問題脈絡が、あらためて解明されなくてはならない。これらは、すべてこの報告のあとに残された問題群である。

〈追記〉——これは、筆者が経済理論学会第二回大会（一九六〇年五月二十一・二十二日、於、立教大学）の第二日に、自由論題の一つとしておこなった報告の原稿である。筆者はこの報告にさきだち、これとおなじ題目で一

経済理論学会のための一報告原稿

試論（価値法則と配分法則——近代家族経済の意味検討をかねて——）、『香川大学経済論叢』、第三十一巻第一号、一九六〇年五月）をかき、本稿はそれとおおくの重複があるけれども、同時に、若干の補正と一部の展開とをふくませたつもりなので、上記試論と区別の必要を感じ、後日のため、ここに印刷のかたちでのこすことにした。報告にさいし、時間の関係で説明を省略した箇所（とくに資本制生産のもとの「配分」の意味にかんする諸論点）があることを、おことわりする。報告の席上、とくに感想や質疑をいただいた大熊信行・伊東岩西氏に感謝したい。またこの主題につき当研究所主催の研究會において種々示唆をいただいた研究員各位にも、謝意を表す。（一九六〇・一二・一〇）